

赤羽リハビリテーション病院
指定訪問リハビリテーション・指定介護予防訪問リハビリテーション 重要事項説明書

2025年4月1日

1. 事業の目的と運営方針

心身機能の低下がある方に対して、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、適正な指定訪問リハビリテーション又は指定介護予防訪問リハビリテーションを提供することを目的とします。

また、関係市区町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業所の概要

(1) 概要

| | |
|-------------|---------------------------------|
| 事業所名 | 赤羽リハビリテーション病院 訪問リハビリテーション |
| 指定番号 | 1311770817 |
| 所在地 | 東京都北区赤羽西6丁目37番12号 |
| 管理者氏名 | 院長 島田 和明 |
| 電話番号 | 03-5993-5777 (代表) (内線140) |
| サービスを提供する地域 | 北区、板橋区、豊島区、練馬区、川口市、さいたま市、戸田市、蕨市 |
| 営業日 | 月曜日～金曜日 |
| 営業時間 | 午前8時30分～午後5時 |

(2) 職員体制

| | 資格 | 常勤専従 | 常勤非専従 | 非常勤専従 | 非常勤非専従 |
|-----|-------|------|-------|-------|--------|
| 管理者 | 医師 | | 1名 | | |
| | 医師 | | 1名以上 | | |
| 従事者 | 理学療法士 | | 1名以上 | | |
| | 作業療法士 | 1名 | 1名以上 | | |
| | 言語聴覚士 | | 1名以上 | | |

(3) 職務内容

管理者 従事者及び、業務の管理を一元的に行います。

医師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士

利用者様の状況に応じ、介護保険または、医療保険の双方で対応致します。

利用者様の自宅を訪問し、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を支援するためのリハビリテーションを行います。

3. サービス内容

指定訪問リハビリテーション・指定介護予防訪問リハビリテーション

- ①病状、障害の観察 ②生活環境への適応 ③廃用症候群の予防
- ④基本動作能力の維持・回復 ⑤日常生活活動の維持・回復
- ⑥対人・社会交流の維持・拡大 ⑦療養生活や介護方法の指導 (介護負担の軽減)
- ⑧日常生活の自立に向けての指導 ⑨福祉用具利用・住宅改修に関する助言

4. サービス利用にあたっての留意事項

- ①訪問職員に対する贈り物や飲食物はお受けできません。
- ②利用者様の都合により訪問リハビリの派遣を中止したい場合は、前日の営業時間内に事業所にご連絡下さい。
- ③非常災害により、訪問リハビリの派遣が困難となる場合もございますので、ご了承下さい。

5. 緊急時の対応

利用者様の病状に急変が生じた場合、訪問し必要な場合は、速やかに主治医に連絡をとるなどの措置をとります。

6. 事故発生時の対応

訪問リハビリの提供により事故が発生した場合には、市区町村・ご家族・居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者又は介護予防支援事業者から委託を受けた居宅介護支援事業者等へ連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

7. 秘密保持・個人情報保護について

業務上知り得た利用者様及び、ご家族に関する秘密は、正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後も第三者に漏らしません。但し、事業所がサービス担当者会議などにおいて、個人情報を用いることの同意をお願い致します。

8. 利用者様の尊厳

利用者様の人権・プライバシー保護のための業務マニュアルを作成し、職員教育を行います。

9. 身体拘束の廃止

どのような状況下でも、利用者様の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

10. 損害賠償責任保険

損害賠償保険の支払い額は、事業者に故意または過失が存在する場合に限られます。また、損害賠償保険金が支払われる場合であっても、利用者様に過失が認められる場合には、損害賠償が減額されることになります。

○ サービス内容に関する相談・苦情

| | | |
|------------------------------|--|--|
| 医療法人社団 巨樹の会 赤羽リハビリテーション病院 | リハビリテーション科 佐久間 亮 | 03-5993-5777 (代表) |
| 東京都国民健康保険連合会 | | 03-6238-0011 |
| 市町村介護保険相談窓口 | ・北区高齢者虐待防止センター ・板橋区障がい者虐待防止センター ・豊島区保健福祉部 介護保険課相談グループ ・練馬区保健福祉サービス 苦情調整委員 ・川口市役所長寿支援課 支援係 ・戸田市役所長寿介護課 ・蕨市役所健康福祉部介護保険室 ・さいたま市 西区役所高齢者介護課 北区役所高齢者介護課 大宮区役所高齢者介護課 見沼区役所高齢者介護課 中央区役所高齢者介護課 桜区役所高齢者介護課 | 03-3908-1112 03-3550-3406 03-3981-1318 03-3993-1344 048-259-7652 048-441-1800 048-433-7756 048-620-2668 048-669-6068 048-646-3068 048-681-6068 048-840-6068 048-829-6153 |

○ 利用料金について

(1) 基本料金

| 保険 | 介護度 | 項目 | 訪問リハビリテーション費 | 退院時共同指導加算 | サービス体制強化加算 (I) | 短期集中リハ実施加算 | 移行支援加算 |
|------|-----|----|--------------|-----------|----------------|------------|---------|
| 介護保険 | 要介護 | 単位 | 308 単位/20 分 | 600 単位 | 6 単位/回 | 200 単位/日 | 17 単位/日 |
| | | 料金 | 3,418 円/20 分 | 6,660 円 | 66 円/回 | 2,220 円/日 | 188 円/日 |
| | 要支援 | 単位 | 298 単位/20 分 | 600 単位 | 6 単位/回 | 200 単位/日 | |
| | | 料金 | 3,307 円/20 分 | 6,660 円 | 66 円/回 | 2,220 円/日 | |

※介護保険利用者は、1単位の単価を11.10円として計算した額(小数点以下切捨て)です。

(2) その他料金

- ・日常生活上必要な物品は実費負担とさせていただきます。

赤羽リハビリテーション病院
訪問リハビリテーション